

# 随意契約理由

令和4年(2022年)8月1日

契約担当課名	基盤整備課
発注担当課名	基盤整備課
契約名称	新千里2号線(北新田橋)改修工事監理委託
契約内容	工事監理委託業務一式
契約締結日 及び契約期間	令和4年8月1日 令和4年8月1日から令和6年3月31日
契約の相手方 (所在地・名称)	セントラルコンサルタント株式会社 大阪支店 (大阪市北区天満橋 1-8-30)
契約金額	13,000,000円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <p>本委託は、発注済の新千里2号線(北新田橋)改修工事の安全かつ円滑な施工を図るために工事監理業務を委託するものです。</p> <p>当該改修工事は、橋梁下の中国自動車道の通行止め期間に合わせて施工するため工程に制約があることや、交通量が多い府道大阪中央環状線を夜間に交通規制を行いながら施工する必要があります。そのため、設計内容に十分精通し、施工者に対して設計意図を確実に伝達する必要があり、当該工事の設計業務を行った業者以外の者に監理させると、設計との整合に著しい支障が生ずる恐れがあります。</p> <p>以上のことから、本工事の設計業務を行ったセントラルコンサルタント株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものです。</p>